

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年4月2日
【会社名】	第一三共株式会社
【英訳名】	DAIICHI SANKYO COMPANY, LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 眞鍋 淳
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号
【電話番号】	03 - 6225 - 1111 (代表)
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 高村 健太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号
【電話番号】	03 - 6225 - 1111 (代表)
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 高村 健太郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2017年8月2日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき提出した臨時報告書の記載事項の一部に変更が生じたため、これを訂正するため金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正内容】

訂正箇所には、 （下線）を付しております。

(5) 訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

(訂正前)

原告からの訴訟提起以降、今日まで訴訟手続きを進めて参りましたが、今般、和解の合意に至りました。

本和解合意は、本訴訟における原告および一定の基準を満たす未提訴者の95%が和解への参加を表明した場合に有効となり、その後、3億米ドルが和解基金に支払われ、本和解合意の対象者は和解基金から支払いを受けます。

なお、当社は、本訴訟における法的責任を認めるものではありませんが、本和解により早期解決を図ることが最善と判断いたしました。

また、和解基金に支払われる3億米ドルの大半は保険による填補が見込まれており、当社業績への重要な影響はありません。

(訂正後)

原告からの訴訟提起以降、訴訟手続きを進めて参りましたが、2017年8月に和解の合意に至りました。また、今般、和解契約の一部変更について合意いたしました。

本変更後の和解合意は、本訴訟における原告および一定の基準を満たす未提訴者の97%が和解への参加を表明した場合に有効となり、その後、3億5千8百万米ドルが和解基金に支払われ、本和解合意の対象者は和解基金から支払いを受けます。

なお、当社は、本訴訟における法的責任を認めるものではありませんが、本和解により早期解決を図ることが最善と判断いたしました。

また、和解基金に支払われる3億5千8百万米ドルの大半は保険による填補が見込まれており、当社業績への重要な影響はありません。